○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）							
○七一二・三九	その他のもの							
	しいたけ							
	その他のもの							
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの							
	スイートコーン							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）							
	その他のもの							
	たけのこ							
	その他のもの							
	ぜんまい及びかんぴょう							
	その他のもの							
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）							
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							
○七一三・二〇	ひよこ豆							
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆							
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）							
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）							
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							
○七一三・三九	その他のもの							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							
○七一三・四〇	ひら豆							
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							

○七一三・九〇	その他のもの							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類する粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄							
○七一四・一〇	カッサバ芋							
	冷凍したもの							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
	その他のもの							
	粉又はミールのペレット							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
	その他のもの							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
○七一四・二〇	かんしょ							
	冷凍したもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	冷凍したもの							
	さといも							
	その他のもの							
	その他のもの							
○七一四・九〇	その他のもの							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの							
	その他のもの							
	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類する粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄							
	第八類							
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮							
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）							
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）							
	アーモンド							
○八〇二・一一	殻付きのもの							
○八〇二・一二	殻を除いたもの							
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）							
○八〇二・二一	殻付きのもの							
○八〇二・二二	殻を除いたもの							
	くるみ							
○八〇二・三一	殻付きのもの							
○八〇二・三二	殻を除いたもの							
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）							
○八〇二・五〇	ピスタチオナット							